

# 福山税務署からのお知らせ

**申告期限** 令和2年 期限延長  
**納付期限** 4月16日(木)

**申告所得税の振替納付日** 5月15日(金)  
(参考) 申告所得税延納分の振替納付日(変更なし) 6月1日(月)

**個人事業者の消費税の振替納付日** 5月19日(火)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限及び振替納付日を延長することといたしました。

咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は、入場をご遠慮いただいております。

確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

令和元年分の還付申告については、令和6年12月31日まで申告することが可能です。(例：給与所得者や公的年金受給者で医療費控除・寄附金控除により還付を受けられる方 など)

3月17日以降は、福山税務署において確定申告の申告相談を受付けます。なお、相談の受付時間は午前8時30分から午後4時までですが、混雑状況によって午後4時以前に相談受付を終了する場合があります。

駐車場に限りがあり、周辺道路の渋滞が予想されるため、来署される場合は公共交通機関をご利用ください。